

刈谷市告示第71号

刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号）別表第2に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に係る規定において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関（令和7年告示第15号）の全部を次のように改正し、令和7年12月1日から施行する。

令和7年11月28日

刈谷市長 稲 埠 武

刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に係る規定において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものを次のように定める。

第1 市長が定める機関

申請の区分	市長が定める機関
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
共同住宅等に係る申請	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物に係る申請（条例別表第2の33の項第3号又は36の項第3号の部分を含む建築物の申請を除く。）	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物に係る申請（条例別表第2の33の項第3号又は36の項第3号の部分を含む建築物の申請に限る。）	住宅部分にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関、非住宅部分にあって

	は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
その他の申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関

備考 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関を、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

第2 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるもの

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、7又は8が表示されているものに限る。）の写し
- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し

刈谷市告示第72号

刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号）別表第2に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る規定において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関又は当該基準に適合していることを証する書類として市長が定めるもの（令和7年告示第16号）の全部を次のように改正し、令和7年12月1日から施行する。

令和7年11月28日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る規定において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものを次のように定める。

第1 市長が定める機関

申請の区分	適合性を確認する機関
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
共同住宅等に係る申請	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物に係る申請（条例別表第2の49の項第3号又は53の項第3号の部分を含む建築物の申請を除く。）	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物に係る申請（条例別表第2の49の項第3号又は53の項第3号の	住宅部分にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性

部分を含む建築物の申請に限る。)	能判定機関、非住宅部分にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関
その他の申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関

備考 登録住宅性能評価機関とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関を、共同住宅等とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

第2 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるもの

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、7又は8が表示されているものに限る。）の写し
- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し

刈谷市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月2日

刈谷市長 稲垣 武

1 納付させる歳入

観覧料、冊子等の売りさばき代金、講座受講料及び諸収入

2 指定納付受託者の指定を受けた者

名称 株式会社日本決済情報センター

所在地 東京都港区虎ノ門三丁目8番27号 巴町アネックス2号館5階

3 指定開始日

令和7年12月2日